

令和 6 年 10 月 2 日

市政記者クラブ 様

○名古屋市福祉会館・名古屋市老人いこいの家に関すること

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

担当：松岡・鬼頭

電話：052-972-2542

○名古屋市笹島寮に関すること

健康福祉局生活福祉部保護課

担当：新美・永田

電話：052-972-2555

○名古屋市児童館に関すること

子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

担当：小川・木村

電話：052-972-3257

健康福祉局及び子ども青少年局所管施設の指定管理者の候補者 選定結果について

健康福祉局が所管する名古屋市福祉会館、名古屋市老人いこいの家及び名古屋市笹島寮並びに子ども青少年局が所管する名古屋市児童館について、令和 7 年 4 月 1 日からの指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 選定結果

- (1) 名古屋市福祉会館（単独施設）・・・・・・・・・・別紙 1
- (2) 名古屋市福祉会館・名古屋市児童館（併設施設）、
名古屋市老人いこいの家・・・・・・・・・・別紙 2
- (3) 名古屋市笹島寮・・・・・・・・・・別紙 3
- (4) 名古屋市児童館（単独施設）・・・・・・・・・・別紙 4

2 今後の想定スケジュール

- (1) 指定管理者の指定議案上程（11 月市会）
- (2) 指定管理者の指定（12 月）
- (3) 協定書締結（令和 7 年 4 月 1 日）

名古屋市福祉会館の指定管理者の候補者選定結果について

1 名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会（名古屋市老人福祉センター及び名古屋市老人いこいの家部会）

開催日時

令和 6 年 9 月 2 日（月） 午後 0 時 55 分～午後 4 時 15 分

2 選定委員

部 会 長	公認会計士	小野田 誓
委 員	愛知県弁護士会弁護士	相川 悟郎
委 員	中京学院大学看護学部 教授	岡田 恵子
委 員	同朋大学社会福祉学部社会福祉学科 教授	下山 久之
委 員	中京大学現代社会学部 准教授	中田 雅美

3 候補者として選定された団体及び申請団体

施 設 名	候 補 者 として 選定された団体	申 請 団 体
都 福 祉 会 館	名古屋市千種区社会福祉協議会	申請団体は 候補者と同じ (1 団体のみ)
天 神 山 福 祉 会 館	名古屋市西区社会福祉協議会	
名 楽 福 祉 会 館	名古屋市中村区社会福祉協議会	
昭 和 福 祉 会 館	名古屋市昭和区社会福祉協議会	
笠 寺 福 祉 会 館	名古屋市南区社会福祉協議会	

4 審議の経過

- (1) 申請団体が提出書類をもとにプレゼンテーションを行い、引き続き委員との質疑応答を行った。
- (2) 提出書類・プレゼンテーション・質疑応答をもとに、各委員は評価表に定める評価の視点により申請団体の評価を行った。
- (3) 各委員の評価表の評点を集計した結果、最低基準点（満点の 5 割）を満たしている団体であることを確認し、候補者として選定した。

5 申請団体得点内訳

次ページ以降のとおり

名古屋市福祉会館指定管理者選定にかかる申請団体得点内訳

評 価 項 目		都福社会館	天神山福祉会館	名楽福祉会館	昭和福祉会館	笠寺福祉会館
大項目 (選定基準)	小項目	社会福祉法人 名古屋市千種区 社会福祉協議会	社会福祉法人 名古屋市西区 社会福祉協議会	社会福祉法人 名古屋市中村区 社会福祉協議会	社会福祉法人 名古屋市昭和区 社会福祉協議会	社会福祉法人 名古屋市南区 社会福祉協議会
事業計画書に沿った管理を 安定して行う物的及び人的 能力を有していること	・将来にわたる安定した運営基盤を有 すること (10点×5名＝50点満点)	36	38	38	38	38
	・管理運営の実績及び能力があること (10点×5名＝50点満点)	38	38	40	40	38
施設の設置目的を最も効果 的に達成すること	・施設の設置趣旨を理解し、明確な運 営方針を持っていること (10点×5名＝50点満点)	34	36	36	38	40
	・人員の配置が適切であること (5点×5名＝25点満点)	20	20	20	23	21
	・施設の設置目的を最も効果的に達成 する事業提案がされていること (20点×5名＝100点満点)	68	84	68	76	80
	・利用者数増加及びサービス向上のた めの提案がされていること (10点×5名＝50点満点)	32	42	32	34	40
	・施設機能を十分に発揮する管理体制 となっていること (10点×5名＝50点満点)	36	38	36	36	38
市民の平等利用が確保されること (5点×5名＝25点満点)		20	20	21	20	21
管理経費の縮減が図られること (10点×5名＝50点満点)		36	40	36	36	38
指定管理者としての総合的な評価 (10点×5名＝50点満点)		36	40	38	40	40
合 計 (選定委員1名あたり100点×5名＝500点満点)		356	396	365	381	394

名古屋市福祉会館、名古屋市老人いこいの家及び名古屋市児童館の
指定管理者の候補者選定結果について

1 名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会（名古屋市老人福祉センター
及び名古屋市老人いこいの家部会）、名古屋市子ども青少年局指定管理者選定
委員会

開催日時

令和 6 年 8 月 26 日（月） 午後 0 時 55 分～午後 5 時 15 分

令和 6 年 9 月 12 日（木） 午後 0 時 55 分～午後 4 時 20 分

2 選定委員

（１）名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会（名古屋市老人福祉センター及び名古屋市老人いこいの家部会）

部 会 長	公認会計士	小野田 誓
委 員	愛知県弁護士会弁護士	相川 悟郎
委 員	中京学院大学看護学部 教授	岡田 恵子
委 員	同朋大学社会福祉学部社会福祉学科 教授	下山 久之
委 員	中京大学現代社会学部 准教授	中田 雅美

（２）名古屋市子ども青少年局指定管理者選定委員会

会 長	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 名古屋本部 副本部長	太田 勝久
副 会 長	中部大学学生相談室准教授	渡邊 素子
委 員	愛知県弁護士会弁護士	林 秀明
委 員	特定非営利活動法人子育て支援を考える会TOKOTOKO 理事長	坂 鏡子
委 員	至学館大学健康科学部 教授	時安 和行

※9 月 12 日に実施した選定委員会については、名古屋市子ども青少年局指定
管理者選定委員は 4 名で審査

3 候補者として選定された団体及び申請団体

施設名	候補者として選定された団体	申請団体
高岳福祉会館・児童館	名古屋市東区社会福祉協議会	申請団体は候補者と同じ (1団体のみ)
上飯田福祉会館・児童館	かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソーシアム	
前津福祉会館・児童館	前津なかよしコンソーシアム	
瑞穂福祉会館・児童館	名古屋市瑞穂区社会福祉協議会	
熱田福祉会館・児童館	名古屋市熱田区社会福祉協議会	
中川福祉会館・老人いこいの家・中川児童館	こども NPO・介護サービスさくらコンソーシアム	
港福祉会館・児童館	港区社協・名古屋おやこコンソーシアム	
守山福祉会館・児童館	名古屋市守山区社会福祉協議会	
緑福祉会館・児童館	こども NPO・名古屋市緑区社会福祉協議会コンソーシアム	
名東福祉会館・児童館	名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム	
天白福祉会館・児童館	たすけあい名古屋・てんぱくプレーパークの会・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム	

4 審議の経過

- (1) 申請団体が提出書類をもとにプレゼンテーションを行い、引き続き委員との質疑応答を行った。
- (2) 提出書類・プレゼンテーション・質疑応答をもとに、各委員は評価表に定める評価の視点により申請団体の評価を行った。
- (3) 各委員の評価表の評点を集計した結果、最低基準点（満点の 5 割）を満たしている団体であることを確認し、候補者として選定した。

5 申請団体得点内訳

次ページ以降のとおり

名古屋市福祉会館・児童館指定管理者選定にかかる申請団体得点内訳

評 価 項 目		高岳福祉会館・児童館	上飯田福祉会館・児童館	前津福祉会館・児童館	瑞穂福祉会館・児童館	熱田福祉会館・児童館
大項目 (選定基準)	小項目	社会福祉法人 名古屋市東区 社会福祉協議会	かくれんぼ・名古屋市北 区社会福祉協議会コン ソーシアム	前津なかよしコンソー シアム	社会福祉法人 名古屋市瑞穂区社会福祉 協議会	社会福祉法人 名古屋市熱田区社会福祉 協議会
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること	・将来にわたる安定した運営基盤を有すること (10点×10名＝100点満点)	76	80	78	80	80
	・管理運営の実績及び能力があること (10点×10名＝100点満点)	80	86	82	80	82
施設の設置目的を最も効果的に達成すること	・施設の設置趣旨を理解し、明確な運営方針を持っていること (10点×10名＝100点満点)	78	78	78	72	84
	・人員の配置が適切であること (5点×10名＝50点満点)	40	41	40	37	38
	・施設の設置目的を最も効果的に達成する事業提案がされていること (20点×10名＝200点満点)	150	164	150	134	166
	・利用者数増加及びサービス向上のための提案がされていること (10点×10名＝100点満点)	74	80	68	68	82
	・施設機能を十分に発揮する管理体制となっていること (10点×10名＝100点満点)	70	80	72	70	76
市民の平等利用が確保されること (5点×10名＝50点満点)		40	42	42	40	42
管理経費の縮減が図られること (10点×10名＝100点満点)		68	72	74	66	72
指定管理者としての総合的な評価 (10点×10名＝100点満点)		76	80	76	74	76
合 計 (選定委員1名あたり100点×10名＝1,000点満点)		752	803	760	721	798

名古屋市福祉会館・児童館指定管理者選定にかかる申請団体得点内訳

評 価 項 目		港福祉会館・児童館	守山福祉会館・児童館	緑福祉会館・児童館	名東福祉会館・児童館	天白福祉会館・児童館
大項目 (選定基準)	小項目	港区社協・名古屋おやこ コンソーシアム	社会福祉法人 名古屋市守山区社会福祉 協議会	こどもNPO・名古屋市緑区 社会福祉協議会コンソー シアム	名東区社会福祉協議会・ さくらコンソーシアム	たすけあい名古屋・てん ばくプレーパークの会・ 名古屋市天白区社会福祉 協議会コンソーシアム
事業計画書に沿った管理を安定して 行う物的及び人的能力を有していること	・将来にわたる安定した運営基盤を有すること (10点×9人＝90点満点)	66	66	66	68	56
	・管理運営の実績及び能力があること (10点×9人＝90点満点)	64	64	72	70	62
施設の設置目的を最も効果的に達成すること	・施設の設置趣旨を理解し、明確な運営方針を 持っていること (10点×9人＝90点満点)	64	64	74	68	70
	・人員の配置が適切であること (5点×9人＝45点満点)	34	32	38	37	36
	・施設の設置目的を最も効果的に達成する 事業提案がされていること (20点×9人＝180点満点)	130	126	158	132	132
	・利用者数増加及びサービス向上のための 提案がされていること (10点×9人＝90点満点)	54	54	76	64	64
	・施設機能を十分に発揮する管理体制となっ ていること (10点×9人＝90点満点)	64	66	68	66	66
市民の平等利用が確保されること (5点×9人＝45点満点)		36	32	37	34	37
管理経費の削減が図られること (10点×9人＝90点満点)		62	58	64	62	62
指定管理者としての総合的な評価 (10点×9人＝90点満点)		70	62	70	70	70
合 計 (選定委員1人あたり100点×9名＝900点満点)		644	624	723	671	655

名古屋市 中川福祉会館・老人いこいの家・中川児童館指定管理者選定にかかる申請団体得点内訳

評 価 項 目		申 請 団 体
大項目 (選定基準)	小項目	こどもNPO・介護サービスさくら コンソーシアム
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること	・将来にわたる安定した運営基盤を有すること (10点×10名＝100点満点)	72
	・管理運営の実績及び能力があること (10点×10名＝100点満点)	70
施設の設置目的を最も効果的に達成すること	・施設の設置趣旨を理解し、明確な運営方針を持っていること (10点×10名＝100点満点)	70
	・人員の配置が適切であること (5点×10名＝50点満点)	38
	・施設の設置目的を最も効果的に達成する事業提案がされていること (20点×10名＝200点満点)	130
	・利用者数増加及びサービス向上のための提案がされていること (10点×10名＝100点満点)	66
	・施設機能を十分に発揮する管理体制となっていること (10点×10名＝100点満点)	64
老人いこいの家施設の設置目的を最も効果的に達成すること ※健康福祉局の選定委員のみの評価項目	・施設の設置趣旨を理解し、明確な運営方針を持っていること (5点×5名＝25点満点)	15
	・人員の配置が適切であること (5点×5名＝25点満点)	18
	・施設の設置目的を最も効果的に達成する事業提案がされていること (10点×5名＝50点満点)	28
	・利用者数増加及びサービス向上のための提案がされていること (5点×5名＝25点満点)	14
	・施設機能を十分に発揮する管理体制となっていること (5点×5名＝25点満点)	16
市民の平等利用が確保されること (5点×10名＝50点満点)		38
管理経費の縮減が図られること (10点×10名＝100点満点)		70
指定管理者としての総合的な評価 (10点×10名＝100点満点)		66
合 計		775
(健康福祉局選定委員1人あたり130点×5名＋子ども青少年局選定委員1人あたり100点×5名＝1,150点満点)		

名古屋市笹島寮の指定管理者の候補者選定結果について

1 名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会（名古屋市笹島寮）

開催日時

令和 6 年 8 月 26 日（月曜日） 午前 10 時 30 分から午後 0 時 05 分まで

2 選定委員

部会長	公認会計士 小野田 誓
委 員	愛知県弁護士会弁護士 相川 悟郎
委 員	公益社団法人愛知共同住宅協会 理事 杉本 みさ紀
委 員	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子
委 員	日本福祉大学社会福祉学部 教授 山田 壮志郎

3 候補者として選定された団体

社会福祉法人 芳龍福祉会

4 申請団体

社会福祉法人 芳龍福祉会

5 審議の経過

- （１）申請団体が提出書類をもとにプレゼンテーションを行い、引き続き委員との質疑応答を行った。
- （２）提出書類・プレゼンテーション・質疑応答をもとに、各委員は評価表に定める評価の視点により申請団体の評価を行った。
- （３）各委員の評価表の評点を集計した結果、最低基準点（満点の 5 割）を満たしている団体であることを確認し、候補者として選定した。

6 申請団体得点内訳

次ページ以降のとおり

名古屋市笹島寮指定管理者選定にかかる申請団体得点内訳

評 価 項 目			申請団体	
			社会福祉法人 芳龍福祉会	
大項目 (選定基準)	小項目			得点
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること	・将来にわたる安定した運営基盤を有すること (10点×5名＝50点満点)			40
	・管理運営の実績及び能力があること (10点×5名＝50点満点)			42
施設の設置目的を最も効果的に達成すること	・施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること (10点×5名＝50点満点)			34
	管理業務	笹島寮 (更生施設)	・人員の配置が適切であること (10点×5名＝50点満点)	36
			・入所者の適切な支援の確保及び自立更生を促進するための事業提案がされていること (20点×5名＝100点満点)	68
			・施設の有効活用の観点から入所率の向上及び入所者の支援向上のための提案がされていること (25点×5名＝125点満点)	80
	付帯事業	自立支援事業及び就労訓練事業	・人員の配置が適切であること (10点×5名＝50点満点)	36
			・利用者の適切な支援の確保及び自立更生を促進するための事業提案がされていること (20点×5名＝100点満点)	68
			・事業の有効活用の観点から利用率の向上及び利用者の支援向上のための提案がされていること (25点×5名＝125点満点)	75
	・施設機能を十分に発揮する管理体制となっていること (10点×5名＝50点満点)			38
	市民の平等利用が確保されること (10点×5名＝50点満点)			42
	管理経費の縮減が図られること (10点×5名＝50点満点)			38
指定管理者としての総合的な評価 (10点×5名＝50点満点)			38	
合 計 (選定委員一人あたり180点×5名＝900点満点)			635	

名古屋市児童館の指定管理者の候補者選定結果について

1 名古屋市子ども青少年局指定管理者選定委員会

開催日時：令和6年8月22日（木） 午前10時00分～午後3時00分

2 選定委員

会 長	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 名古屋本部 副本部長	太田 勝久
副 会 長	中部大学学生相談室 准教授	渡邊 素子
委 員	愛知県弁護士会 弁護士	林 秀明
委 員	特定非営利活動法人子育て支援を考える会 TOKOTOKO理事長	坂 鏡子
委 員	至学館大学健康科学部 教授	時安 和行

3 候補者として選定された団体及び申請団体

施 設 名	候 補 者 として 選定された団体	申 請 団 体
千 種 児 童 館	名古屋市千種区社会福祉協議会	申請団体は 候補者と同じ (1団体のみ)
西 児 童 館	名古屋市西区社協・名古屋おや こセンターコンソーシアム	
中 村 児 童 館	名古屋市中村区社会福祉協議会	
白 金 児 童 館	こころん・ふりあんコンソーシアム	
南 児 童 館	こ ども N P O	こ ども N P O 名古屋市南区社会福祉協議会

4 審議の経過

- (1) 申請団体が提出書類をもとにプレゼンテーションを行い、引き続き委員との質疑応答を行った。
- (2) 提出書類・プレゼンテーション・質疑応答をもとに、各委員は評価表に定める評価の視点により申請団体の評価を行った。
- (3) 各委員の評価表の評点を集計した結果、最低基準点（満点の5割）を満たしている団体であることを確認し、候補者として選定した。
- (4) 申請団体が2団体あった施設については、評価表の評点に基づき、各委員が団体に順位点を付し、その順位点の合計が最も高く、かつ評点の合計が最低基準点（満点の5割）を満たしている団体を候補者として選定した。

5 申請団体得点内訳

次ページ以降のとおり

名古屋市児童館指定管理者選定にかかる申請団体得点内訳

評 価 項 目		千種児童館	西児童館	中村児童館	白金児童館	南児童館	
大項目 (選定基準)	小項目	社会福祉法人 名古屋市千種区 社会福祉協議会	西区社協・名古屋お やこセンターコン ソーシアム	社会福祉法人 名古屋市中村区 社会福祉協議会	こころん・ふりあん コンソーシアム	社会福祉法人 名古屋市南区社会福 祉協議会	特定非営利 活動法人 こどもNPO
事業計画書に沿った管理を安定 して行う物的及び人的能力を有 していること	・将来にわたる安定した運営基盤を有すること (10点×5名＝50点満点)	40	40	40	40	36	38
	・管理運営の実績及び能力があること (10点×5名＝50点満点)	42	40	40	42	36	42
施設の設置目的を最も効果的に 達成すること	・施設の設置趣旨を理解し、明確な運営方針を 持っていること (10点×5名＝50点満点)	38	42	36	40	38	40
	・人員の配置が適切であること (5点×5名＝25点満点)	18	20	18	20	18	25
	・施設の設置目的を最も効果的に達成する 事業提案がされていること (子ども育成活動10点、子育て支援活動及び 地域福祉促進活動、留守家庭児童健全育成事業 10点 あわせて20点 20点×5名＝100点満 点)	80	86	76	86	74	84
	・利用者数増加及びサービス向上のための 提案がされていること (10点×5名＝50点満点)	34	44	34	40	32	40
	・施設機能を十分に発揮する管理体制となっ ていること (10点×5名＝50点満点)	36	36	38	40	38	40
市民の平等利用が確保されること (5点×5名＝25点満点)		21	21	20	21	19	21
管理経費の縮減が図られること (10点×5名＝50点満点)		36	34	36	38	34	40
指定管理者としての総合的な評価 (10点×5名＝50点満点)		36	38	36	38	38	42
合 計 (選定委員1名あたり100点×5名＝500点満点)		381	401	374	405	363	412
順位点						5	10

※順位点は、各選定委員ごとに、申請団体の評点の合計点の高い順に、1位に2ポイント、2位に1ポイント（同順位の場合は按分）を付与し、そのポイントを合計したもの。